

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成29年度
第2号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

平成29年7月末現在

4月より滞納事案引受ヒアリングを開始し、滞納整理業務に着手しています。引受した滞納者に対し、事案引受通知書兼納付催告書を発送し、電話対応、納税相談、財産調査を集中的に行って参りました。

徴収状況(平成29年7月31日現在)			
	平成29年度	平成28年度	前年度 同期比
引受件数(件)	810	907	▲97
引受税額(千円)	686,707	733,759	▲47,052
徴収済額(千円)	116,956	149,304	▲32,348
徴収率(%)	17.03	20.35	▲3.32

今年度も目標徴収率40%以上を目指し、厳正かつ毅然とした姿勢で滞納整理を進め、徴収の公平性確保と収入未済額の縮減を図ってまいります。

なお、今後も納期内納付している方との公平性を確保

保するためにも、法律に基づいた調査を行い、調査の結果、財産が確認できれば速やかに差押を実施し、調査だけでは把握できない財産を確認するためにも、搜索も積極的にを行います。

また、徴収業務以外の活動としては、8月25日に県内市町村、県税事務所等の徴収担当係長を対象とした研修を行いました。この研修では宮城県美里町総務課参事の桐生孝雄氏を講師に招き、「滞納整理とマネジメント」について講義をいただき、「登記名義人が死亡した場合等の固定資産税の徴収を巡って」ケーススタディを行いました。

研修レポート

東京税務セミナーに参加して

【その一】

東京都主税局研修所にて開催された東京税務セミナー（財産調査コース）を受講させていただきました。

1日目は、「滞納整理の流れ・財産調査の必要性」についての講義を受け、基本的な滞納整理手順等を確認し、演習問題では、決算書から財

産を発見する模擬調査を行いました。見慣れない決算書や貸借対照表でしたが、新たな財産発見の手がかりとなることを学びました。

2日目は「財産の帰属認定」、「現地調査での聴き取り」、「緊急で対応しなければならぬ場合」の演習問題を行い、必要な処理方法について学びました。「現地調査での聴き取り」では、各グループで方針が異なり、様々な手法の聴き取りを知ることができました。

3日目は講義・演習ともに搜索関連が中心で、搜索の根拠・意義・効果・手続きについて学び、実際の現場を想定した模擬搜索を行いました。

演習問題はどれも実際にあった珍しい事例でした。

また、講師が実際に経験した滞納整理の話などと併せて、今後の業務遂行のための大変良い経験となりました。

今回の研修には徴収経験豊富な方も多く参加しており、それぞれがこれまで経験してきた事例・手法を聞くことができました。この貴重な経験を活かし、今後の滞納整理業務を適正に進めていきたいと思えます。

【その二】

今回7月26日から28日までの3日間、受講させていただいた東京税務

セミナーについて報告させていただきます。本研修は東京税務協会が主催しているもので、日本全国から徴収担当職員が集まり、講義を受け、意見を交換する場となっています。

特に私が受講させていただいた事例検討コースは、7つのテーマごとに「講義」・「グループ討議」・「発表」が行われ、他の自治体職員とのグループワークが中心となっていました。

事例検討コースの内容としては、普段私たちが積極的にやっている差押や搜索といった調査処分についてはなく、特に「納税義務の拡張」に焦点を当てられたものとなっていましたと感じます。「納税義務の拡張」とは、納税者に特段の事情がある場合に、本来の納税者以外の者に対して納税義務の負担を求めめるもので、税徴収の公平性を確保するための制



↑ 搜索を想定した研修風景 ↑

度です。

納税義務の拡張1つである「第二次納税義務」として、滞納がある法人が精算人を立てた上で解散した場合、その精算人や分配を受けた者を「第二次納税義務者」とし法人の滞納額を請求することができます。今回の研修では「納税義務の拡張」について、こうした実例を踏まえながら、手続きや考え方について学ぶことができました。また今後「拡張」を用いた調査や滞納処分を行うに際して、各自自治体の実務上の諸問題について伺うことができ、大変参考になりました。

本研修の内容である「納税義務の拡張」は、今年度の担当案件で活用しようとして進めていたところでしたので、自身の方針と照らし合わせながら研修を受けることができ、理解を深めることに繋がりました。そして今回の研修を通して、改めて滞納整理にはいろいろな手法があることを実感しました。今後も様々な手法を学び、幅広い視野で学んだ手法を活かして、滞納額縮減に向けて努めていきたいと思えます。

機構職員の声

【その一】

今年から機構に派遣され、滞納整理事務に従事しています。

これまで市役所で4年間勤務しましたが、税務経験はなく、機構に来て初めて滞納案件を担当し、徴税吏員として自ら滞納処分を執行する権限が与えられました。異動前は、機構の職務内容を見て「地方公務員」の私が市町村の困難案件を扱う徴税吏員になれるのか、と思いました。当然ですが、小職のような経験の浅い職員でも、与えられた滞納案件を短期間に解決するという、求められる結果は同じです。

しかし、機構にはこれまでの活動で培われたノウハウがあり、新任職員でもすぐに滞納処分を行える環境が整っています。また、現在の職員同士が支えあう風土もあります。例えば、職員は電話折衝の内容をわざと室内の他の職員に聞こえるように話したり、わからないこと・判断を迷っていることは周りに聞こえても遠慮なく口に出します。それに対し、同じ室の職員が教えてくれたりアドバイスをします。そうされることで、後輩職員も問題を迅速に解決することができ、また、自分の次の先輩にアドバイスができるようにしようと思ひ、成長します。

また、機構と市町村は、最も効果的な方法で滞納を解消するという目的を常に共有しており、移管元の市町村に事務処理を依頼したり、相談するなど、連携して滞納整理に当た

っています。

このような環境のおかげで、税務経験の無かった小職も間もなく着任して半年を迎えます。当初に比べ、確実に経験や知識が増しているのを感じています。これからますます業務に邁進したいと思ひます。



↑機構OBによる講和風景↑

【その二】

今年2月、税務課の町民税係に従事していた私に、宮城県地方税滞納整理機構への派遣の話がありました。約2年半賦課業務に携わっていた私が、滞納整理業務に特化した機構への派遣は、未知の分野へ取り組むという期待感と機構の業務が自分に務まるのかという不安な気持ちでいっぱいでした。

そんな気持ちを抱いて迎えた4月の初日でしたが、室内は雰囲気がよく、前向きに業務に取り組む先輩方の姿を目の当たりにし驚きました。

また私と同じ1年目の職員も税業務自体が初めての人が多いですが、みなそれ以外の知識や経験が豊富なため、入庁以来ほとんどが税業務に関わっていた自分にとって心強く感じる存在です。

機構に派遣されてから4ヶ月が経過し、滞納処分や解決に至った案件の件数が増えてきています。それと同時に滞納整理業務の難しさも感じています。多種多様な事案を臨機応変に対応していくにはまだまだ経験不足ではありますが、室内での情報共有し、賦課業務で培った知識や経験を活かしながら、日々の滞納整理に取り組んでおります。

この貴重な派遣機会のひとつでも多くのことを学び、地元自治体の自主財源の確保という役割に寄与することができるよう、これからも全力で徴税吏員としての実践経験とスキルアップに精進していきます。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内)

〒980-0857

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-6681

FAX 022-211-2289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/



滞納整理機構キャラクター

おさむね君